

冬季加算について

平成26年10月21日

厚生労働省社会・援護局保護課

目 次

○ 冬季加算の概要	P 3
○ 冬季加算の設定経緯	P 5
○ ≪参考≫ 国家公務員寒冷地手当の概要	P 8
○ 冬季加算に関する論点について	P 9
○ 冬季加算の検証方法(案)について	P 10
○ 家計調査特別集計等による検証手法のイメージ ①	P 11
○ 家計調査特別集計等による検証手法のイメージ ②	P 12
○ 家計調査特別集計等による検証手法のイメージ ③	P 13
○ 家計調査特別集計等による検証手法のイメージ ④	P 14
○ 家計調査特別集計等による検証手法のイメージ ⑤	P 15
○ 家計調査特別集計等による検証手法のイメージ ⑥	P 16
○ 家計調査特別集計等による検証手法のイメージ ⑥－2	P 17
○ 家計調査特別集計等による検証手法のイメージ ⑦	P 18

冬季加算の概要

1 冬季加算の趣旨

冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月～3月の生活扶助基準に上乗せして支給するもの

2 創設時期

昭和26年～

3 対象者

生活扶助を受給している被保護世帯

4 額の設定

冬季加算地域区分（Ⅰ区～Ⅵ区、都道府県単位）別、世帯人員別、級地別に設定

○冬季加算地域区分

地区別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の都府県

○冬季加算額の例（2級地－1）

単位：月額・円

	単身世帯	3人世帯
青森市（Ⅰ区）	22,080	34,110
盛岡市（Ⅱ区）	15,780	24,440
福島市（Ⅲ区）	10,480	16,190
金沢市（Ⅳ区）	8,000	12,350
前橋市（Ⅴ区）	5,580	8,620
水戸市（Ⅵ区）	2,800	4,320

○冬季加算(平成26年度)

地区別	世帯人員別	級地別					
		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
Ⅰ区	1人	24,260	23,160	22,080	20,980	19,890	18,800
	2人	31,410	30,000	28,580	27,170	25,750	24,350
	3人	37,490	35,800	34,110	32,430	30,740	29,050
	4人	42,510	40,600	38,680	36,770	34,860	32,940
	5人	44,140	42,230	40,170	38,250	36,190	34,280
	6人	45,780	43,860	41,650	39,740	37,530	35,610
	7人	47,410	45,500	43,140	41,220	38,860	36,950
	8人	49,040	47,130	44,620	42,710	40,200	38,280
	9人	50,680	48,760	46,100	44,190	41,530	39,620
	10人以上1人を増すごとに加算する額	1,630	1,630	1,480	1,480	1,330	1,330

Ⅱ区	1人	17,340	16,570	15,780	15,000	14,230	13,440
	2人	22,460	21,460	20,440	19,440	18,420	17,410
	3人	26,810	25,600	24,400	23,190	21,990	20,780
	4人	30,400	29,040	27,660	26,300	24,940	23,560
	5人	31,570	30,210	28,720	27,360	25,890	24,520
	6人	32,740	31,370	29,780	28,410	26,850	25,470
	7人	33,900	32,540	30,830	29,470	27,800	26,430
	8人	35,070	33,700	31,890	30,520	28,760	27,390
	9人	36,230	34,870	32,940	31,580	29,720	28,340
	10人以上1人を増すごとに加算する額	1,170	1,170	1,060	1,060	960	960

Ⅲ区	1人	11,520	11,000	10,480	9,960	9,440	8,930
	2人	14,910	14,250	13,570	12,900	12,230	11,560
	3人	17,790	17,000	16,190	15,390	14,590	13,790
	4人	20,170	19,270	18,360	17,450	16,550	15,630
	5人	20,950	20,040	19,070	18,160	17,180	16,270
	6人	21,730	20,820	19,770	18,870	17,820	16,910
	7人	22,500	21,600	20,480	19,580	18,460	17,540
	8人	23,280	22,370	21,190	20,280	19,100	18,180
	9人	24,060	23,150	21,900	20,990	19,730	18,820
	10人以上1人を増すごとに加算する額	780	780	710	710	640	640

地区別	世帯人員別	級地別					
		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
Ⅳ区	1人	8,790	8,390	8,000	7,600	7,200	6,810
	2人	11,380	10,870	10,350	9,840	9,320	8,820
	3人	13,580	12,970	12,350	11,750	11,140	10,520
	4人	15,400	14,700	14,020	13,320	12,630	11,930
	5人	15,990	15,290	14,550	13,860	13,110	12,410
	6人	16,580	15,880	15,090	14,400	13,590	12,890
	7人	17,160	16,470	15,630	14,930	14,070	13,370
	8人	17,750	17,060	16,170	15,470	14,540	13,850
	9人	18,340	17,640	16,710	16,010	15,020	14,330
	10人以上1人を増すごとに加算する額	590	590	540	540	480	480

Ⅴ区	1人	6,130	5,850	5,580	5,300	5,020	4,750
	2人	7,940	7,580	7,220	6,860	6,520	6,160
	3人	9,470	9,050	8,620	8,200	7,770	7,340
	4人	10,740	10,250	9,770	9,280	8,810	8,320
	5人	11,150	10,660	10,140	9,650	9,150	8,660
	6人	11,560	11,070	10,510	10,020	9,480	9,000
	7人	11,960	11,480	10,880	10,390	9,820	9,330
	8人	12,370	11,880	11,250	10,760	10,160	9,670
	9人	12,780	12,290	11,620	11,130	10,500	10,010
	10人以上1人を増すごとに加算する額	410	410	370	370	340	340

Ⅵ区	1人	3,080	2,940	2,800	2,660	2,520	2,380
	2人	3,980	3,810	3,630	3,450	3,270	3,090
	3人	4,750	4,540	4,320	4,110	3,900	3,690
	4人	5,390	5,150	4,900	4,660	4,420	4,170
	5人	5,590	5,350	5,080	4,840	4,580	4,330
	6人	5,790	5,550	5,260	5,020	4,740	4,490
	7人	5,990	5,750	5,440	5,200	4,900	4,650
	8人	6,190	5,950	5,620	5,380	5,060	4,810
	9人	6,390	6,150	5,800	5,560	5,220	4,970
	10人以上1人を増すごとに加算する額	200	200	180	180	160	160

【冬季加算地域区分】

地区別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の都府県

冬季加算の設定経緯

(1) I 区～VI 区の基準額

① 昭和40年～44年

a) I 区の冬季加算額

国家公務員の寒冷地手当の設定方法に準じて設定

算定式

$$\left(\text{生活扶助基準額(電燈料、水道料の実費分は除く)} + \text{住宅扶助基準} \right) \times 0.85 \times 1/5$$

(※1) (※2)

※1 国家公務員寒冷地手当の支給率(当時、寒冷地手当は俸給と扶養手当の合計額に0.85を乗じた額を年間の支給額としていた。)

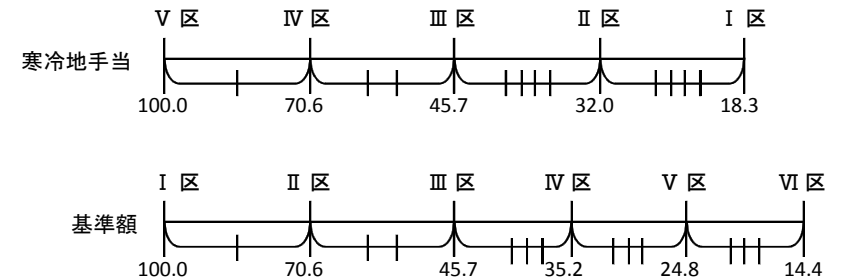
※2 寒冷地手当は年額のため、1か月平均にするため1/5を乗じている。

b) II 区～V 区の冬季加算額

I 区の額を国家公務員寒冷地手当の区間較差を参考として展開

c) VI 区の冬季加算額

夏季と冬季の光熱費の差額で設定



② 昭和45年～48年

○ I 区～V 区については前年度基準額に生活扶助基準改定率を乗じるにより設定

○ VI 区については夏季と冬季の光熱費の差額で設定

③ 昭和49年～現在

各区ともに前年度基準額に生活扶助基準改定率を乗じるにより設定

(2) 世帯人員別の比率（指数）

- 家計調査（昭和52～54年）による勤労者世帯（年間収入第1・五分位）の人員別の消費支出額を基礎として設定。

→ 昭和61年度以降、世帯人員別の比率（指数）の見直しは行っていない。

平成26年度基準額における世帯人員別の比率（3人世帯を100とした指数）

1人	2人	3人	4人	5人
64.7	83.8	100.0	113.4	117.7

(3) 級地間較差

- 1級地－1～3級地－2の6区分を4.5%等差で設定

(4) 各都道府県の冬季加算地区区分

- 平均気温が最も低い月の気温、積雪量、積雪期間、暖房が必要な日数などを総合的に勘案し、都道府県別に地区区分を設定
- 昭和41年度以降、地区区分の見直しは行っていない。

○冬季加算の推移

冬季加算額(2級地-1・1人の場合)

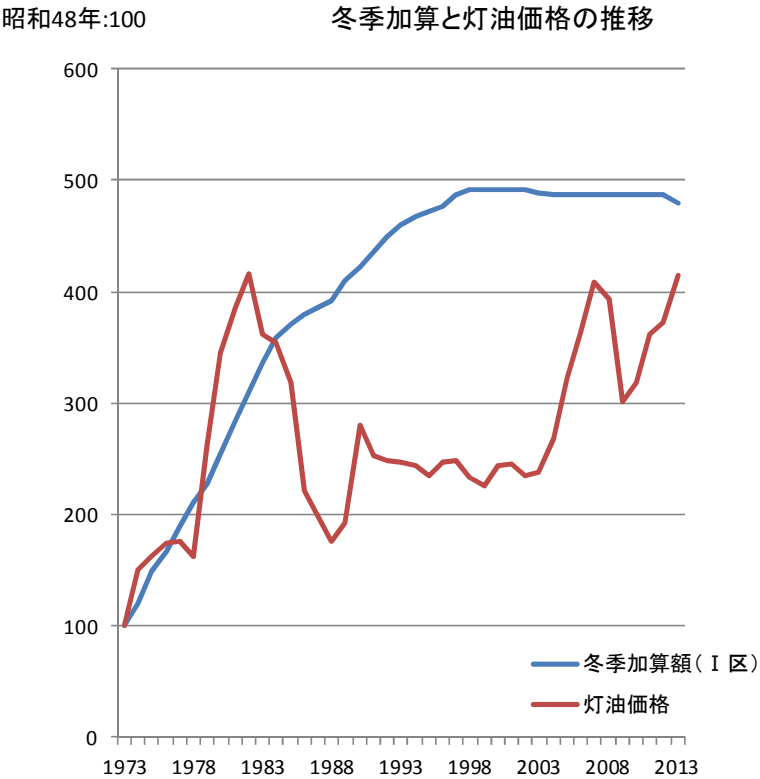
	冬季加算額 (月額:円)		冬季加算額 (昭和48年度:100)	
	I 区	Ⅵ区	I 区	Ⅵ区
昭和48年度	4,550	560	100	100
昭和49年度	5,460	680	120	121
昭和50年度	6,770	850	149	152
昭和51年度	7,610	950	167	170
昭和52年度	8,590	1,080	189	193
昭和53年度	9,550	1,210	210	216
昭和54年度	10,350	1,310	227	234
昭和55年度	11,560	1,490	254	266
昭和56年度	12,980	1,670	285	298
昭和57年度	14,110	1,840	310	329
昭和58年度	15,320	1,970	337	352
昭和59年度	16,340	2,050	359	366
昭和60年度	16,900	2,130	371	380
昭和61年度	17,250	2,170	379	388
昭和62年度	17,570	2,220	386	396
昭和63年度	17,850	2,450	392	438
平成1年度	18,630	2,350	409	420
平成2年度	19,200	2,420	422	432
平成3年度	19,860	2,500	436	446
平成4年度	20,480	2,580	450	461
平成5年度	20,960	2,650	461	473
平成6年度	21,290	2,690	468	480
平成7年度	21,500	2,720	473	486
平成8年度	21,660	2,750	476	491
平成9年度	22,140	2,810	487	502
平成10年度	22,340	2,830	491	505
平成11年度	22,400	2,850	492	509
平成12年度	22,400	2,850	492	509
平成13年度	22,400	2,850	492	509
平成14年度	22,400	2,850	492	509
平成15年度	22,200	2,810	488	502
平成16年度	22,160	2,810	487	502
平成17年度	22,160	2,810	487	502
平成18年度	22,160	2,810	487	502
平成19年度	22,160	2,810	487	502
平成20年度	22,160	2,810	487	502
平成21年度	22,160	2,810	487	502
平成22年度	22,160	2,810	487	502
平成23年度	22,160	2,810	487	502
平成24年度	22,160	2,810	487	502
平成25年度	21,810	2,770	479	495

(参考)

灯油小売価格(東京都区部・各年11月)

	灯油価格(18Lあたり)	
	円	昭和48年:100
昭和48年	452	100
昭和49年	677	150
昭和50年	732	162
昭和51年	791	175
昭和52年	795	176
昭和53年	734	162
昭和54年	1,180	261
昭和55年	1,562	346
昭和56年	1,746	386
昭和57年	1,882	416
昭和58年	1,638	362
昭和59年	1,602	354
昭和60年	1,435	317
昭和61年	1,003	222
昭和62年	900	199
昭和63年	798	177
平成元年	873	193
平成2年	1,265	280
平成3年	1,146	254
平成4年	1,125	249
平成5年	1,117	247
平成6年	1,100	243
平成7年	1,059	234
平成8年	1,115	247
平成9年	1,120	248
平成10年	1,055	233
平成11年	1,023	226
平成12年	1,099	243
平成13年	1,112	246
平成14年	1,062	235
平成15年	1,076	238
平成16年	1,213	268
平成17年	1,455	322
平成18年	1,643	363
平成19年	1,844	408
平成20年	1,780	394
平成21年	1,363	302
平成22年	1,439	318
平成23年	1,634	362
平成24年	1,683	372
平成25年	1,876	415

資料:小売物価統計調査



《参考》国家公務員寒冷地手当の概要

支給地域：北海道及び北海道と同程度の気象条件が認められる本州の市町村

支給額：民間事業所における支給実態を踏まえて設定

支給方法：11月から翌年3月までの5箇月間

寒冷地の区分		世帯等の区分		寒冷地手当の月額 (円)
北海道	1級地 (旭川市、帯広市、北見市、夕張市、芦別市、赤平市、士別市等)	世帯主である職員	扶養親族のある職員	26,380
			その他の世帯主である職員	14,580
		その他の職員		10,340
	2級地 (札幌市、小樽市、釧路市、岩見沢市、網走市、留萌市等)	世帯主である職員	扶養親族のある職員	23,360
			その他の世帯主である職員	13,060
		その他の職員		8,800
	3級地 (函館市、室蘭市、登別市、伊達市等)	世帯主である職員	扶養親族のある職員	22,540
			その他の世帯主である職員	12,860
		その他の職員		8,600
4級地 (青森県全域、岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・ 栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨 県・長野県・岐阜県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・ 島根県・岡山県・広島県の一部)	世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800	
		その他の世帯主である職員	10,200	
	その他の職員		7,360	

※ 平成26年8月の人事院勧告において、気象データの更新を踏まえた支給地域の見直しが勧告されている。

芦別市：1級地→2級地

伊達市：3級地→2級地

栃木県・富山県・石川県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・島根県の一部：4級地→対象外

冬季加算に関する論点について

冬季加算に関する主な論点

- 現行の冬季加算額は、各地域における一般低所得世帯の消費実態（冬季に増加する支出額）と均衡がとれたものとなっているか。
 - ・ 冬季に増加する費目はどのようなものがあるか。
 - ・ 現行の冬季加算に係る都道府県の地区指定は妥当かどうか。
 - ・ 支出額が増加する月は、何月から何月までか。
（地区によっては、夏季に支出額が増加する場合もあるのではないか。）
 - ・ 現行の冬季加算の世帯人数別の較差は妥当かどうか。
 - ・ 現行の冬季加算の級地間の較差は妥当か。
 - ・ 冬季に増加する支出額は、住宅の構造別や築年数別に異なるか。
- ※ 1 生活保護受給世帯には、傷病者世帯や高齢者世帯など、在宅時間が長い生活様式の世帯割合が一般世帯よりも多く含まれることに留意。
- ※ 2 12月は期末一時扶助が支給されるため、期末一時扶助分を調整して検証結果を評価する必要があることに留意。

冬季加算の検証方法(案)について

- 毎月の家計収支を把握することのできる総務省家計調査の個票データを特別集計し、一般低所得世帯において、季節によってどの程度の差があるか、地域別、世帯人数別などに区分して検証する。
- 家計調査による検証を補完する各種データ(気象データ、灯油の消費実態、生活保護受給世帯における冬季増加支出額の実態)等を参考とするなど、多角的に検証する。

○家計調査の調査世帯数

	調査市町村数	二人以上の調査世帯数	単身調査世帯数
全国	168	8,076	673
都道府県庁所在市及び大都市	52	5,472	456
人口5万以上の市(上記の市を除く)	74	2,100	175
人口5万未満の市及び町村	42	504	42

○家計調査を使用して検証する際の留意点

- ・ 調査世帯数は全国で約9千世帯であり、各都道府県別に集計した場合は、サンプル数が小さくなる。
 - 現行の地区区分（Ⅰ区～Ⅵ区）など、都道府県をいくつかのグループに分けて集計することを基本とする。
 - 平成21年から25年までの5年分を平均した結果により検証する。
 - 本来、年間収入第1・十分位のデータを用いて検証するべきであるが、サンプル数を確保する観点から、検証内容に応じて第1・五分位や第1～3・五分位のデータなどを用いて検証する。
- ・ 調査市町村は、一部であり、特に町村部など小規模な自治体の調査世帯が少ない。
 - 山間部など積雪が多い地域のデータが必ずしも含まれていないことに留意して結果を評価する必要がある。
- ・ 単身世帯の調査世帯数が少ない。
 - 2人以上のデータにより検証することを基本とする。

家計調査特別集計等による検証手法のイメージ①

論 点

- 冬季に増加する支出費目はどのようなものがあるか検証(光熱費以外にあるか)
→ 冬季加算に対応する需要(消費支出費目)を決定
生活扶助に相当する支出費目すべてを用いるべきか、冬季に消費支出額が増加する支出費目のみを用いるべきかを検証

検証手法

⇒ 家計調査の個票データを特別集計し、以下の表を作成する。

地域: I 区・II 区・III 区のデータを区分せず集計

級地別: 区分なし

世帯人数別: 2人以上のデータを区分せず集計

年間収入分位別: 第1～3・五分位のデータを区分せず集計

冬季: 11月から3月

※ 12月は、期末一時扶助に対応する需要が含まれることから、12月を除外した11月、1～3月を冬季として検証することも考えられる。

(単位:円)

	冬季以外							冬季					冬季以外 (4月～10月) (A)	冬季 (11月～3月) (B)	(B)－(A)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
生活扶助相当支出計															
食料															
住居(住宅扶助対象外の費目)															
光熱・水道															
電気代															
ガス代															
灯油															
他の光熱その他															
上下水道料															
家具・家事用品															
被服及び履物															
保健医療(医療扶助対象外の費目)															
交通・通信															
教育(教育扶助対象外の費目)															
教養娯楽															
その他の消費支出															

冬季の支出額と冬季以外の支出額に差があるかは、統計的検定を行う。

家計調査特別集計等による検証手法のイメージ②

論 点

○ 現行の冬季加算に係る都道府県の地区指定は妥当かどうか検証

→ 家計調査における都道府県別の調査世帯数は、少ないことから、現行の冬季加算に係る地区指定の妥当性については、気象データ等を参考としてはどうか。

◎気象庁「過去の気象データ検索」 2009～2013年の各地域の平均値

最低気温(℃)				最高気温(℃)				日照時間(h)				最深積雪(cm)				雪日(日間)			
I 区	北海道	札幌	-11.7	VI 区	埼玉県	熊谷	38.4	I 区	秋田県	秋田	1516.5	I 区	青森県	青森	117.0	I 区	北海道	札幌	125.4
II 区	岩手県	盛岡	-11.6	V 区	群馬県	前橋	38.3	I 区	青森県	青森	1551.0	I 区	北海道	札幌	92.0	I 区	青森県	青森	112.4
III 区	長野県	長野	-9.6	V 区	山梨県	甲府	38.2	II 区	山形県	山形	1624.7	III 区	富山県	富山	61.0	I 区	秋田県	秋田	104.2
I 区	青森県	青森	-9.0	VI 区	佐賀県	佐賀	37.7	II 区	新潟県	新潟	1660.4	II 区	山形県	山形	59.8	II 区	岩手県	盛岡	102.8
II 区	山形県	山形	-8.5	VI 区	京都府	京都	37.6	III 区	富山県	富山	1661.6	IV 区	福井県	福井	58.2	II 区	山形県	山形	94.8
V 区	山梨県	甲府	-7.2	V 区	岐阜県	岐阜	37.6	VI 区	沖縄県	那覇	1665.9	I 区	秋田県	秋田	45.0	III 区	長野県	長野	80.8
I 区	秋田県	秋田	-6.9	III 区	福島県	福島	37.1	I 区	北海道	札幌	1670.5	II 区	新潟県	新潟	44.8	III 区	福島県	福島	76.6
VI 区	茨城県	水戸	-6.6	V 区	鳥取県	鳥取	37.1	IV 区	福井県	福井	1681.0	V 区	鳥取県	鳥取	41.6	II 区	新潟県	新潟	74.2
V 区	栃木県	宇都宮	-6.5	VI 区	愛知県	名古屋	37.0	V 区	鳥根県	松江	1686.7	II 区	岩手県	盛岡	38.8	III 区	宮城県	仙台	72.8
III 区	福島県	福島	-6.2	VI 区	三重県	津	37.0	II 区	岩手県	盛岡	1691.5	IV 区	石川県	金沢	36.2	III 区	富山県	富山	62.2
III 区	宮城県	仙台	-6.0	VI 区	大阪府	大阪	37.0	V 区	鳥取県	鳥取	1695.6	VI 区	滋賀県	彦根	25.8	IV 区	石川県	金沢	62.0
V 区	群馬県	前橋	-4.9	III 区	富山県	富山	36.9	IV 区	石川県	金沢	1760.0	III 区	福島県	福島	25.2	IV 区	福井県	福井	57.6
VI 区	埼玉県	熊谷	-4.6	VI 区	熊本県	熊本	36.8	III 区	福島県	福島	1769.5	III 区	長野県	長野	25.2	V 区	鳥取県	鳥取	54.2
III 区	富山県	富山	-4.6	VI 区	福岡県	福岡	36.8	VI 区	京都府	京都	1797.4	V 区	鳥根県	松江	23.8	V 区	鳥根県	松江	45.6
VI 区	山口県	山口	-4.3	VI 区	岡山県	岡山	36.8	VI 区	長崎県	長崎	1822.2	V 区	岐阜県	岐阜	16.0	VI 区	滋賀県	彦根	37.8
VI 区	奈良県	奈良	-4.2	VI 区	香川県	高松	36.7	VI 区	奈良県	奈良	1838.5	III 区	宮城県	仙台	15.8	VI 区	京都府	京都	31.8
VI 区	熊本県	熊本	-4.2	V 区	栃木県	宇都宮	36.7	III 区	宮城県	仙台	1858.3	VI 区	鹿児島県	鹿児島	15.5	VI 区	山口県	山口	29.8
V 区	岐阜県	岐阜	-4.0	IV 区	福井県	福井	36.6	VI 区	福岡県	福岡	1863.5	VI 区	山口県	山口	12.2	VI 区	広島県	広島	26.4
IV 区	福井県	福井	-3.9	II 区	山形県	山形	36.5	VI 区	山口県	山口	1864.5	V 区	栃木県	宇都宮	8.0	V 区	岐阜県	岐阜	25.4
II 区	新潟県	新潟	-3.7	VI 区	長崎県	長崎	36.4	VI 区	滋賀県	彦根	1894.6	V 区	愛知県	名古屋	8.0	VI 区	奈良県	奈良	22.6
V 区	鳥取県	鳥取	-3.7	VI 区	奈良県	奈良	36.4	VI 区	鹿児島県	鹿児島	1904.9	V 区	群馬県	前橋	7.8	V 区	栃木県	宇都宮	20.4
V 区	鳥根県	松江	-3.3	VI 区	東京都	東京	36.3	VI 区	佐賀県	佐賀	1931.9	V 区	山梨県	甲府	7.4	VI 区	福岡県	福岡	19.8
IV 区	石川県	金沢	-3.2	VI 区	兵庫県	神戸	36.3	VI 区	熊本県	熊本	1963.0	VI 区	埼玉県	熊谷	6.4	VI 区	三重県	津	19.4
VI 区	愛知県	名古屋	-3.2	VI 区	千葉県	千葉	36.2	VI 区	千葉県	千葉	1978.1	VI 区	長崎県	長崎	6.3	VI 区	兵庫県	神戸	18.2
VI 区	岡山県	岡山	-3.1	VI 区	和歌山県	和歌山	36.2	VI 区	大分県	大分	1982.3	VI 区	神奈川県	横浜	5.8	V 区	群馬県	前橋	16.4
VI 区	高知県	高知	-3.1	VI 区	静岡県	静岡	36.2	V 区	栃木県	宇都宮	1994.1	VI 区	茨城県	水戸	5.3	VI 区	佐賀県	佐賀	16.4
VI 区	静岡県	静岡	-3.0	VI 区	徳島県	徳島	36.2	VI 区	東京都	東京	1996.1	VI 区	佐賀県	佐賀	4.4	VI 区	大阪府	大阪	16.0
VI 区	滋賀県	彦根	-3.0	VI 区	広島県	広島	36.2	III 区	長野県	長野	2001.9	VI 区	京都府	京都	3.8	VI 区	千葉県	千葉	15.8
VI 区	佐賀県	佐賀	-3.0	VI 区	山口県	山口	36.1	VI 区	愛媛県	松山	2013.8	VI 区	福岡県	福岡	3.8	VI 区	香川県	高松	15.2
VI 区	広島県	広島	-2.9	VI 区	大分県	大分	36.1	VI 区	広島県	広島	2045.0	VI 区	千葉県	千葉	3.0	VI 区	愛知県	名古屋	14.6
VI 区	京都府	京都	-2.8	II 区	新潟県	新潟	36.0	VI 区	岡山県	岡山	2077.3	VI 区	東京都	東京	3.0	VI 区	長崎県	長崎	13.8
VI 区	宮崎県	宮崎	-2.7	VI 区	愛媛県	松山	36.0	VI 区	香川県	高松	2080.1	VI 区	熊本県	熊本	3.0	VI 区	徳島県	徳島	13.4
VI 区	大分県	大分	-2.5	VI 区	宮崎県	宮崎	35.9	VI 区	茨城県	水戸	2084.7	VI 区	奈良県	奈良	2.8	VI 区	愛媛県	松山	13.4
VI 区	愛媛県	松山	-2.1	VI 区	茨城県	水戸	35.9	VI 区	兵庫県	神戸	2102.6	VI 区	広島県	広島	2.6	VI 区	熊本県	熊本	13.2
VI 区	三重県	津	-1.9	III 区	長野県	長野	35.9	VI 区	神奈川県	横浜	2103.6	VI 区	大阪府	大阪	2.5	VI 区	和歌山県	和歌山	12.2
VI 区	香川県	高松	-1.9	V 区	鳥根県	松江	35.9	VI 区	大阪府	大阪	2110.6	VI 区	香川県	高松	2.3	VI 区	岡山県	岡山	12.0
VI 区	福岡県	福岡	-1.9	VI 区	滋賀県	彦根	35.8	VI 区	和歌山県	和歌山	2111.0	VI 区	三重県	津	2.0	VI 区	大分県	大分	11.6
VI 区	長崎県	長崎	-1.8	IV 区	石川県	金沢	35.7	VI 区	宮崎県	宮崎	2125.0	VI 区	和歌山県	和歌山	2.0	VI 区	茨城県	水戸	11.0
VI 区	徳島県	徳島	-1.7	VI 区	鹿児島県	鹿児島	35.6	VI 区	徳島県	徳島	2126.1	VI 区	徳島県	徳島	1.8	VI 区	埼玉県	熊谷	11.0
VI 区	大阪府	大阪	-1.6	VI 区	高知県	高知	35.6	V 区	岐阜県	岐阜	2143.5	VI 区	愛媛県	松山	1.3	VI 区	東京都	東京	10.0
VI 区	和歌山県	和歌山	-1.5	VI 区	神奈川県	横浜	35.3	VI 区	高知県	高知	2164.3	VI 区	大分県	大分	0.7	V 区	山梨県	甲府	10.0
VI 区	兵庫県	神戸	-1.4	I 区	青森県	青森	35.0	VI 区	三重県	津	2170.2	VI 区	兵庫県	神戸	0.3	VI 区	神奈川県	横浜	8.2
VI 区	千葉県	千葉	-1.0	I 区	秋田県	秋田	34.7	VI 区	埼玉県	熊谷	2174.1	VI 区	岡山県	岡山	0.0	VI 区	高知県	高知	7.0
VI 区	東京都	東京	-0.8	III 区	宮城県	仙台	34.6	VI 区	愛知県	名古屋	2182.4	VI 区	高知県	高知	0.0	VI 区	鹿児島県	鹿児島	6.2
VI 区	鹿児島県	鹿児島	-0.8	II 区	岩手県	盛岡	34.3	V 区	群馬県	前橋	2195.5	VI 区	静岡県	静岡	—	VI 区	静岡県	静岡	2.0
VI 区	神奈川県	横浜	-0.7	VI 区	沖縄県	那覇	33.8	VI 区	群馬県	静岡	2236.3	VI 区	宮崎県	宮崎	—	VI 区	宮崎県	宮崎	1.0
VI 区	沖縄県	那覇	9.8	I 区	北海道	札幌	33.0	V 区	山梨県	甲府	2287.2	VI 区	沖縄県	那覇	—	VI 区	沖縄県	那覇	0.8
平均				-3.8	平均				36.3	平均				1933.2	平均				19.3
																			34.6

家計調査特別集計等による検証手法のイメージ③

論 点

- 支出額が増加するのは、何月から何月までか、地区別に検証
 - 支出額の月別推移を地区別にみて、地区別に冬季の期間を何月から何月までとすべきかを検証
 - 地区によっては、夏季に支出が増加していないか検証
- ※ 生活扶助相当支出計で、夏季に支出が増加している場合、さらに、どの支出費目が増加しているかも確認

検証手法

- ⇒ 家計調査の個票データを特別集計し、以下の表を作成する。
 - 地域：イメージ②で設定したグループ別
 - 級地別：区分なし
 - 世帯人数別：2人以上のデータを区分せず集計
 - 年間収入分位別：第1～3・五分位のデータを区分せず集計
 - 支出費目：イメージ①で決定した費目

生活扶助相当支出計(年平均の支出額を100とした指数)

	年平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	100.0												
I 区	100.0												
II 区	100.0												
III 区	100.0												
IV 区	100.0												
V 区	100.0												
VI 区	100.0												

冬季に支出が増加する費目の支出計(年平均の支出額を100とした指数)

	年平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	100.0												
I 区	100.0												
II 区	100.0												
III 区	100.0												
IV 区	100.0												
V 区	100.0												
VI 区	100.0												

家計調査特別集計等による検証手法のイメージ④

論 点

- 現行の冬季加算の世帯人数別の較差は妥当かどうか地区別に検証
→ 冬季に増加する消費支出額を世帯人数別にみて、冬季に増加する消費支出額の世帯人数別の較差を検証(単身世帯の冬季増加支出を100とした場合の指数を算出)

検証手法

- ⇒ 家計調査の個票データを特別集計し、以下の表を作成する。
地域: イメージ②で設定したグループ別(集計世帯数等に応じて、○区から○区までをまとめる等を検討)
級地別: 区分なし
世帯人数別: 世帯人数別(1人、2人、3人、4人、5人以上)
年間収入分位別: 第1～3・五分位のデータを区分せず集計
支出費目: イメージ①で決定した費目
※ 冬季期間は、イメージ③の検証結果により、地区グループ別に設定

生活扶助相当支出計(単身世帯の支出額を100とした指数)

	冬季以外の支出額(A)					冬季の支出額(B)					冬季の支出額(B)－冬季以外の支出額(A)				
	単身	2人	3人	4人	5人以上	単身	2人	3人	4人	5人以上	単身	2人	3人	4人	5人以上
全国	100.0					100.0					100.0				
○区～○区	100.0					100.0					100.0				
I 区	100.0					100.0					100.0				
II 区	100.0					100.0					100.0				
III 区	100.0					100.0					100.0				
IV 区	100.0					100.0					100.0				
V 区	100.0					100.0					100.0				
VI 区	100.0					100.0					100.0				

冬季に支出が増加する費目の支出計(単身世帯の支出額を100とした指数)

	冬季以外の支出額(A)					冬季の支出額(B)					冬季の支出額(B)－冬季以外の支出額(A)				
	単身	2人	3人	4人	5人以上	単身	2人	3人	4人	5人以上	単身	2人	3人	4人	5人以上
全国	100.0					100.0					100.0				
○区～○区	100.0					100.0					100.0				
I 区	100.0					100.0					100.0				
II 区	100.0					100.0					100.0				
III 区	100.0					100.0					100.0				
IV 区	100.0					100.0					100.0				
V 区	100.0					100.0					100.0				
VI 区	100.0					100.0					100.0				

家計調査特別集計等による検証手法のイメージ⑤

論 点

- 現行の冬季加算の級地間の較差は妥当かどうか地区別に検証
 - 冬季に増加する支出額を級地別にみて、冬季に増加する支出額の級地別の較差を検証(2級地-1の冬季増加支出を100とした場合の指数を算出)

検証手法

- ⇒ 家計調査の個票データを特別集計し、以下の表を作成する。
 - 地域: イメージ②で設定したグループ別(集計世帯数等に応じて、○区から○区までをまとめる等を検討)
 - 級地別: 級地別(1級地-1~3級地-2の6区分)
 - 世帯人数別: 2人以上のデータを区分せず集計(イメージ④の検証結果による冬季増加支出額の世帯人数別の指数を使用して、3人世帯の支出額に補正することも検討)
 - 年間収入分位別: 第1~3・五分位のデータを区分せず集計
 - 支出費目: イメージ①で決定した費目
 - ※ 冬季期間は、イメージ③の検証結果により、地区グループ別に設定

生活扶助相当支出計(2級地-1の支出額を100とした指数)

	冬季以外の支出額(A)						冬季の支出額(B)						冬季の支出額(B)-冬季以外の支出額(A)					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
全国			100.0						100.0						100.0			
○区~○区			100.0						100.0						100.0			
I 区			100.0						100.0						100.0			
II 区			100.0						100.0						100.0			
III 区			100.0						100.0						100.0			
IV 区			100.0						100.0						100.0			
V 区			100.0						100.0						100.0			
VI 区			100.0						100.0						100.0			

冬季に支出が増加する費目の支出計(2級地-1の支出額を100とした指数)

	冬季以外の支出額(A)						冬季の支出額(B)						冬季の支出額(B)-冬季以外の支出額(A)					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
全国			100.0						100.0						100.0			
○区~○区			100.0						100.0						100.0			
I 区			100.0						100.0						100.0			
II 区			100.0						100.0						100.0			
III 区			100.0						100.0						100.0			
IV 区			100.0						100.0						100.0			
V 区			100.0						100.0						100.0			
VI 区			100.0						100.0						100.0			

家計調査特別集計等による検証手法のイメージ⑥

論 点

- 地区別の冬季加算額の水準はどの程度が妥当かを検証
→ 地区別に冬季に増加する消費支出額と冬季加算額を比較検証し、冬季加算額の水準の妥当性を検証

検証手法

⇒ 家計調査の個票データを特別集計し、以下の表を作成する。

地域：イメージ②で設定したグループ別

級地別：全級地のデータを使用（イメージ⑤の検証結果による冬季増加支出額の級地別の指数を使用して、2級地－1の支出額に補正することも検討）

世帯人数別：2人以上のデータを区分せず集計（イメージ④の検証結果による冬季増加支出額の世帯人数別の指数を使用して、単身世帯の支出額に補正することも検討）

年間収入分位別：第1・十分位、第1・五分位、第1～3・五分位

支出費目：イメージ①で決定した費目

※ 冬季期間は、イメージ③の検証結果により、地区グループ別に設定

生活扶助相当支出計

単位：円

	年間収入第1・十分位			年間収入第1・五分位			年間収入第1～3・五分位		
	冬季以外の支出額 (A)	冬季の支出額 (B)	(B)－(A)	冬季以外の支出額 (A)	冬季の支出額 (B)	(B)－(A)	冬季以外の支出額 (A)	冬季の支出額 (B)	(B)－(A)
I 区									
II 区									
III 区									
IV 区									
V 区									
VI 区									

冬季に支出が増加する費目の支出計

単位：円

	年間収入第1・十分位			年間収入第1・五分位			年間収入第1～3・五分位		
	冬季以外の支出額 (A)	冬季の支出額 (B)	(B)－(A)	冬季以外の支出額 (A)	冬季の支出額 (B)	(B)－(A)	冬季以外の支出額 (A)	冬季の支出額 (B)	(B)－(A)
I 区									
II 区									
III 区									
IV 区									
V 区									
VI 区									

家計調査特別集計等による検証手法のイメージ⑥ー2

論 点

- 地区別に夏季にどの程度支出額が増加するかを検証する。

検証手法

- ⇒ 家計調査の個票データを特別集計し、以下の表を作成する。
- 地域：イメージ②で設定したグループ別
- 級地別：全級地のデータを使用
- 世帯人数別：2人以上のデータを区分せず集計
- 年間収入分位別：第1・十分位、第1・五分位、第1～3・五分位
- 支出費目：生活扶助相当支出計、夏季に支出が増加する費目の支出計
- ※ 夏季期間は、イメージ③の検証結果により、地区グループ別に設定

生活扶助相当支出計

単位：円

	年間収入第1・十分位			年間収入第1・五分位			年間収入第1～3・五分位		
	夏季以外の支出額 (A)	夏季の支出額 (B)	(B)－(A)	夏季以外の支出額 (A)	夏季の支出額 (B)	(B)－(A)	夏季以外の支出額 (A)	夏季の支出額 (B)	(B)－(A)
I 区									
II 区									
III 区									
IV 区									
V 区									
VI 区									

夏季に支出が増加する費目の支出計

単位：円

	年間収入第1・十分位			年間収入第1・五分位			年間収入第1～3・五分位		
	夏季以外の支出額 (A)	夏季の支出額 (B)	(B)－(A)	夏季以外の支出額 (A)	夏季の支出額 (B)	(B)－(A)	夏季以外の支出額 (A)	夏季の支出額 (B)	(B)－(A)
I 区									
II 区									
III 区									
IV 区									
V 区									
VI 区									

家計調査特別集計等による検証手法のイメージ⑦

論 点

- 冬季に増加する支出額は、住宅の構造別や築年数別に異なるか検証
→ 冬季加算額について、住宅の構造や築年数など住宅の状況に応じて設定する必要性があるかを検証

検証手法

- ⇒ 家計調査の個票データを特別集計し、以下の表を作成する。
- 地域：現行のⅠ区・Ⅱ区・Ⅲ区のデータを区分せず集計
 級地別：区分なし
 世帯人数別：2人以上のデータを区分せず集計
 年間収入分位別：第1～3・五分位のデータを区分せず集計
 ※ 冬季は、11月から3月として検証する。

生活扶助相当支出計 単位：円

住宅の構造	年間収入第1～3・五分位		
	冬季以外 (A)	冬季 (B)	(B)－(A)
木造			
防火木造			
鉄骨			
鉄筋コンクリート造			
その他			

生活扶助相当支出計 単位：円

建築時期	年間収入第1～3・五分位		
	冬季以外 (A)	冬季 (B)	(B)－(A)
昭和40年以前			
昭和41年～50年			
昭和51年～60年			
昭和61年～平成10年			
平成11年以降			

冬季に支出が増加する費目の支出計 単位：円

住宅の構造	年間収入第1～3・五分位		
	冬季以外 (A)	冬季 (B)	(B)－(A)
木造			
防火木造			
鉄骨			
鉄筋コンクリート造			
その他			

冬季に支出が増加する費目の支出計 単位：円

建築時期	年間収入第1～3・五分位		
	冬季以外 (A)	冬季 (B)	(B)－(A)
昭和40年以前			
昭和41年～50年			
昭和51年～60年			
昭和61年～平成10年			
平成11年以降			

※建築時期のデータがあるのは持ち家のみ